



東地裁總第498号

令和4年2月25日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 平木正洋



## 司法行政文書不開示通知書

令和3年3月30日付け（同年4月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

## 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年3月25日、黒川弘務元東京高検検事長に対し、罰金20万円の略式命令を出した東京簡易裁判所判事の氏名が分かる文書

## 2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)